

[資料] 人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器（一）：国連事務総長の報告書

その他のタイトル	[Material] Incendiary and other conventional weapons which may be the subject of prohibitions or restrictions of use for humanitarian reasons : Report of the Secretary-General (1)
著者	竹本 正幸, 楠 美智子
雑誌名	関西大学法学論集
巻	28
号	2
ページ	306-337
発行年	1978-06-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/00025894

〔資料〕

人道的理由で使用の禁止又は制限の対象

となる焼夷兵器その他の特定通常兵器 (一)

—— 国連事務総長の報告書 ——

竹 本 正 幸
楠 美 智 子

通常兵器のうちで「不必要な苦痛」を与え又は「無差別の効果」を有する兵器に対する関心が、最近とみに高まってきている。赤十字国際委員会は、一九七三年に不必要な苦痛を与える兵器に関する専門家会議⁽¹⁾、七四年にはルツェルンで第一回特定兵器専門家会議⁽²⁾、七六年にはルガノで第二回特定兵器専門家会議⁽³⁾を開催して、この問題へのアプローチを試みた。また、一九七四年からスイス政府の招請によりジュネーヴで開催された「武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交会議」では、*Ad Hoc* 委員会を設けてこの問題の審議を行なった。

ここに紹介する国連事務総長報告書は、ルガノにおける第二回特定兵器専門家会議と外交会議第三会期⁽⁴⁾（一九七六年）の審議状況⁽⁵⁾をまとめた報告書（A/31/146, 10 September 1976）と外交会議第四会期⁽⁵⁾（一九七七年）のそれに関する報告書（A/32/124, 8 September 1977）である。各会議における提案や審議を簡潔に要領よくまとめているので、特定兵器の問題を考えるに当って有

禁止兵器。

- (1) ICRC, *Weapons that may cause Unnecessary Suffering or have Indiscriminate Effects: Report on the Work of Experts*, 1973.
- (2) ICRC, *Conference of Government Experts on the Use of Certain Conventional Weapons* (Lucerne, 24, 9—18, 10, 1974), 1975.
- (3) ICRC, *Conference of Government Experts on the Use of Certain Conventional Weapons* (Second Session—Lugano, 28, 1—26, 2, 1976), 1976.
- (4) ヘル・キッタ委員会報告書『Ad Hoc Committee on Conventional Weapons, Report (CDDH/IV/237/Rev. 1, 31 December 1976)』。
- (4) 第四会期の報告書『CDDH/IV/225 (Draft Report) 参照』。

目 次

一 序 論

二 若干の通常兵器の使用に関する政府専門家会議

A 組 織

B 全 体 会 議

C 一 般 作 業 部 会 の 報 告 書

三 武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交会議第三会期

A 作 業 組 織

B 政 府 専 門 家 会 議 の 作 業 に つ い て の 口 頭 報 告

C 提 出 さ れ た 諸 提 案 と そ の 討 議

D そ の 他 の 問 題

一 序 論

一 決議三四六四(XXXX)の第三項によつて、国連総会は、「武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交會議」に出席するよう招待された事務総長に対して、その決議の外交會議第三会期の作業の諸側面、すなわち、人道的理由で焼夷兵器その他の若干の特定通常兵器の使用を禁止または制限する問題についての外交會議の審議状況を、総会第三一會期に報告するよう要請した。

二 その決議の同じ項で、総会はまた、提案されている禁止または制限の対象となつてきた(若しくは将来対象となる)兵器に焦点をあて、かつ提案されているそのような禁止または制限の可能性、内容および方式を研究するために、関連會議、つまり一九七六年一月二八日から二月二六日までルガノで赤十字国際委員会主催の下に開催される予定の「若干の通常兵器の使用に関する政府専門家會議」第二会期の作業の関連諸側面について次の国連総会へ報告するよう要請した。

三 総会は、第二八會期と第二九會期で、上記外交會議の第一會期と第二會期について事務総長に対する同様の要請を含む決議を採択した。それらの決議に外交會議の二つの會期の諸側面は、それぞれ文書 A/9726 と A/10222 の中で事務総長により報告された。一九七四年九月二四日から一〇月一八日までルツェルンで開催された「若干の通常兵器の使用に関する政府専門家會議」第一會期の若干の関連諸側面は、後者の文書の中でも報告された。

四 決議三四六四(XXXX)に従つて提出される本報告書は、政府専門家會議第二會期に関する部分(第二章)と外交會議第三會

期に関する部分(第三章)の二つに分けられている。

二 若干の通常兵器の使用に関する政府専門家会議

(一九七六年一月二十八日から二月二十六日までルガノで開催)

A 組 織

五 一九七四年末ルツェルンでの政府専門家会議第一会期⁽¹⁾の結論中に反映され、かつ「武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交会議」第二会期で「通常兵器に関するアド・ホック委員会」によって是認された、幅広い合意(A/10222を見よ)に従って、赤十字国際委員会(ICRC)が招集した「若干の通常兵器の使用に関する政府専門家会議」第二会期は、一九七六年一月二十八日から二月二十六日までルガノで開催された。政府専門家会議第二会期への出席者には、四三カ国の政府によって指命された専門家、並びに、国連事務総長の代理、世界保健機関事務局長の代理、ストックホルム国際平和研究所を代表する技術専門家および数多くの非政府間機構の代表が含まれていた。第二会期の手続規則は、前もってICRCによって作成され、かつ外交会議のアド・ホック委員会へ提出された手続規則であった。但し、一代表の要請によりルガノ会議の第四回全体会議中に次のような修正が加えられた。すなわち、政府専門家会議は、どのような決議も採択しないが、「諸政府、とくに外交会議の参加者」への提案または明示的希望を作成しうる——原案の「諸政府または外交会議へ」の代わりに——というように修正された。政府専門家会議第二会期は、ルツェルンの第一会期と同じ議長(ICRCのジャン・ピクテ氏)によって主催され、同じ報告者(オランダのカールスフォード氏)と同一の事務局を再任命した。

(1) この専門家会議第一会期の報告書については「*Conference of Government Experts on the Use of Certain Conventional Weapons (Lucerne, 24 September to 18 October 1974), International Committee of the Red Cross, Geneva, 1975*」を参照。

人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器(一) 一四五 (三〇九)

六 専門家会議の作業計画には、次の事項が含まれていた。すなわち、

第一会期の報告書とアド・ホック委員会における審議の簡単な検討

焼夷兵器

小口径投射物

運動兵器と背信的兵器

爆裂・破砕性兵器

他の種類の兵器と新兵器

他の作業

報告書と検討

七 政府専門家会議は、一二回の全体会議を開いたが、その大部分は一般討論にあてられた。様々な問題に関する詳細な審議の

ほとんどは、全体の一般作業部会で行なわれ、この部会はさらに、その作業を助けるために三つの特別作業部会と小部会を設置した。従って、政府専門家会議の報告書は、(a)全体会議における討議の報告、(b)全体会議の要約議事録、並びに(c)一般作業部会の報告(部会議長の最終声明と三小部会の報告書を含む)から成っていた。

(2) *Conference of Government Experts on the Use of Certain Conventional Weapons (Second Session—Lugana, 28 January—26 February 1976), International Committee of the Red Cross, Geneva, 1976.*

B 全体会議

八 一般に、全体会議の一般討議で表明された諸見解は「武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交

會議」第二期についての事務総長報告書 (A/10222) の E 節に述べた様々の意見を反映していた。意見の主要な対立は、本質的には、ひきつづき作業計画に含まれている様々な種類の多数の特定兵器の使用を幅広く禁止すべしという諸提案⁽³⁾を行なった二一カ国と、そのような提案は正当でないか或いは一層の研究を必要とする⁽³⁾と考える多くの軍事先進諸国の間のそれであった。第二期期で若干の代表団が特に強調したこの問題のうち余りなじみのない側面の中には、次のものがあつた。(a) 諸国家間の相互主義を確保する規定と並んで、この分野の新条約への普遍的尊重を達成することの重要性、(b) 武力紛争における兵器の使用を規律する法原則を明確にすることの重要性 (この見解に依りて、一般問題と法律問題に関する特別作業小部会が、一般作業部会を援助するために設置された)、および (c) 地雷と擬装兵器の使用禁止の分野では進歩が可能かもしれないが、他の種類の兵器、特に爆裂兵器と破壊兵器並びに小口径投射物の使用の禁止または制限の問題はなお研究を必要とするという見解であつた (地雷と擬装兵器、小口径投射物についても特別作業小部会がそれぞれ設置された)。全体會議が開かれ最初の審議を行なつてゐる間に、幾つかの具体的提案が提出されたが、特定の問題についての一層つっ込んだ審議は一般作業部会で行なわれた。それについては、一般作業部会についての次節で論ずることとする。

(3) このグループの提案は、すべて文書 CDDH/IV/201 の中に含まれてゐる。但し、會議文書 RO 610/4b and Add. 1 として配布された焼夷兵器に関する修正された提案は除かれてゐる。提案国は、アルジェリア、オーストリア、エジプト、イラン、象牙海岸、レバノン、レソト、マリ、モリタニア、メキシコ、ニュー・ジブラント、ノルウェー、ルーマニア、スーダン、スウェーデン、スイス、チュニジア、タンザニア、ベネゼラ、ユーゴスラビア、及びザイールであつた。

C 一般作業部会の報告書

九 前に述べたように、作業計画のすべての側面は、新旧の提案を含めて、一般作業部会で徹底的に議論された。全体會議に対する報告書の中で、一般作業部会は、その討議を詳細に記述しようとはせず、意見の一致した領域と一致しなかつた領域、並び

人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器 (一) 一四七 (三一一)

に、各種の通常兵器に関する将来の検討のために提示されることのある各種の提案について直接関連のある新しい事実情報を次のように概説した。

1 焼夷兵器

一〇 この問題について政府専門家会議へ最初に提出された提案は、以前に二一カ国が行なった提案の改訂版であつた。⁽⁴⁾それは、第二次的または付随的な焼夷効果をもつ兵器、もしくは滲透効果または破砕効果と結合して焼夷的效果をもつ兵器で、特に航空機、装甲車両および類似の目標に対して使用するために設計された兵器を除き、焼夷兵器の範疇に属するすべての戦争手段の使用禁止を求めるものであつた。この提案を支持する専門家たちは、焼夷剤が極端な人間の苦痛をひきおこし、非戦闘員を大きな危険にさらし、他の一層人道的な兵器によって容易に置きかえることができ、また全面的禁止の方が容易に適用しうる点ですぐれている、という見解を強調した。この提案に反対する専門家たちは、焼夷剤による損傷が他の火傷損傷、または他の種類の外傷よりも大きい苦痛をひきおこすという十分な証拠はまだ存在しておらず、戦争で焼夷兵器の重要な使用にかえて別のものを使用することが、非戦闘員に対する苦痛と損害を全般的に減少せしめる結果を生ずることは明らかでない、と主張した。この全般的関連の中で、途上国からの若干の専門家たちは、一人の人間が発射しうる単純焼夷兵器(すなわち、「低能力」焼夷兵器)と大型焼夷兵器(すなわち、「高能力」焼夷兵器)とを区別すべきであり、後者を禁止すべきであると主張した。

(4) 上の脚注(3)を見よ。

一一 焼夷兵器の広い範囲にわたる禁止に賛成するグループ(この禁止を主張する二一カ国の一つであるメキシコは、また事実上すべての焼夷兵器の使用禁止を公式に提案した——COLU/220)とそのような禁止を正当化できないとするグループとの間の実現可能な妥協案として、オランダが作業文書を提出した(COLU/205 and Corr. 1-9)。この文書には、「一般住民の保護につい

て適用される国際法規則の結果として」、一般住民密集地域に対する焼夷兵器の使用を禁止すべしとの提案が含まれていた。但し、その例外として、次の場合があげられている。すなわち、(a)居住地域内にある特定軍事目標に対する、すべての焼夷兵器の一般的使用。ただし、その使用が合法的であり、かつ特定軍事目標へ焼夷効果を限定し、それに附随した文民の生命の損失、または文民に及ぼされる損傷を避けるため、可能なあらゆる予防措置が講ぜられている場合のみとする。そして、(b)そのような居住地域にある目標が、同時に、地上兵力間の戦闘が行なわれているか、又はその危険性があるとみなされる地域内にある場合、そのような目標に対する空中攻撃で、火炎焼夷兵器(ナバーム弾を含むと定義されている)を使用すること。同文書は、戦闘におけるナバーム弾の使用についても具体的な禁止を提案し、その例外として次の場合をあげている。それは、近接戦闘支援の場合、要砦化された場所及びトーチカに対する場合、軍事飛行場に対する場合、武装された目標に対する場合、または砲撃行動における場合、及び、攻撃部隊が海上又は海岸にいる限りにおいて海岸線での海上攻撃に対する場合、である。オランダは、このような個々の例外は、ナバーム弾が正確かつ選別的な方法で用いられる場合、及び、概してそれに代わる兵器が一層の苦痛をひきおこす可能性がある場合に関するものであると説明した。

一二 オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、ドイツ連邦共和国、フランス、アイルランド、イタリヤ、日本、フィリピン、及びアメリカ合衆国の諸国を代表する専門家たちは、人口密集地域に関するオランダ提案に類似したものを提出した(COLU/207)。それは、市町村または文民の集中しているその他の地域への焼夷兵器による攻撃を禁止したものである(但し、そのような地域内の特定軍事目標に対する攻撃が合法的であり、かつそのような目標へ焼夷効果を限定し、それに附随した文民の生命の損失、あるいは文民に及ぼされる損傷を避けるために、可能なあらゆる予防措置が講ぜられた場合の、そのような目標に対する攻撃は除外する)。この提案の主張者たちは、この禁止を現に外交会議で審議中の、一九四九年のジュネーブ諸条約に対する第一追加議定書案の文言に一層あゆみよらせる目的で、この提案を起草したと述べた。

一三 攻撃される目標の種別による禁止を支持している専門家たちは、この禁止が、一般には焼夷兵器、そして特にナバーム弾に対する世論の要求を満たし、必要なコンセンサスを一層得やすいであろう、また、人道上の考慮と安全上の考慮との間の賢明な均衡がこの禁止によりうちだされるであろうと主張した。このような制限的禁止が不充分であると考えた専門家たちは、それらが特に戦闘員の間に生ずる不必要な苦痛、あるいは過度の損傷に対する考慮を十分に反映しているのだろうかと疑問をもった。彼らは、多くの例外を含む禁止は満足に履行されえない、と主張した。また、「軍事目標」の概念があいまいであり、濫用されやすい、とも述べた。そして、焼夷兵器に関する特別の禁止が、他の兵器は非軍事目標に対して用いることができるという意味をもつ可能性がある、との恐れを表明した。他の専門家たちは、次のような理由から、そのような制限的禁止にさえも反対した。それは、こういった禁止が依然として広範すぎるからである。そして、特にナバーム弾に関して、彼らは、ナバーム弾により生ずる人間の苦痛の程度あるいはそれが最も一般的に使用された場合の無差別さのいずれかについて、コンセンサスが得られていない以上、この特定兵器の使用の特別な禁止は正当と認められない、なぜなら、特にナバーム弾が、他の焼夷兵器を含むこれに代わる種類の兵器ほどの大きな苦痛を生じないであろうというもつともな主張をなしうるからである、と主張した。これらの専門家のうち幾人かは、また、提案にある焼夷兵器と火災兵器との区別について異議を唱えた。インドネシアとスペインは、人口密集地域またはその付近への焼夷兵器による攻撃に関し、書面によりこの提案の若干の修正を提出した(それぞれ COLU/208. and 211)。他にいくつかの修正が口頭でなされた。しかしながら、これらの提案のいずれも、詳細に審議されなかった。

一四 特に、居住地域内の文民の保護の改善を目的とした提案に関して、若干の専門家は、この問題はすでに現行の法文書並びに外交会議で審議されている追加議定書案で取扱われていると述べた。また、彼らはさらに、この問題が、本来は外交会議第三委員会に属するものであり、政府専門家会議の主たる任務は、戦闘員を保護するための規則を採求することであると主張した。

一五 その他の専門家は、次のように示唆した。すなわち、諸国に焼夷兵器にかわる兵器を準備する時間を与えるために、一定の提示された期間——例えば五年というような——を経過した後にはのみ実施される焼夷兵器の禁止に、共通の基盤が見出せるであろう、と。ある専門家は、ナバーム弾を特に非人道的であり、そして必要不可欠なものではないと見なしている諸国が一方的にその使用を放棄するか、あるいはそのかわりとして、焼夷兵器の使用の地域的禁止を求めうるかもしれないと示唆した。

一六 焼夷兵器の分野における新しい資料という性格を帯びた多くの研究が報告されたが、そのほとんどは、これらの兵器、特にナバーム弾がその効果において必ずしも非人道的ではなく、無差別でもないことを証明しようとする傾向のものであった。若干の専門家は、これらの結論に異議を唱えた。

2 運動兵器と背信的兵器

一七 このカテゴリーのものについてなされた様々な提案には、次のような事項が一つあるいはそれ以上含まれていた。それは、(a)時限爆弾の使用、(b)地雷源の記録、(c)遠隔発射、すなわち散布型地雷の使用、(d)一般住民居住地域内での地雷戦行為、及び(e)擬装兵器の使用、である。航空機によるすべての対人地雷の敷設の禁止を求めた二一カ国提案(CDDH/IV/201に含まれている)が政府専門家会議に再び提出された。フランス、オランダ及びイギリスが提出した作業文書(COJL/203)は、上記の事項のうち(b)から(e)までを扱ったものであり、次のようなことを提案している。つまり、二〇以上の地雷の地雷源の位置はすべて記録し、実際の敵対行為の停止の際に公表されるべきであること。遠隔散布地雷の使用は、個々の地雷に無害化装置が装備されていないか、またはそれらが散布された場所が表示されていない場合に限り、禁止されるべきであること。殺りく、損傷、または損害を目的とし、かつ一定の時間を経過した後、自動的に爆発するか、あるいは遠隔装置で爆発させる目的で設計された地雷、擬装兵器及びその他手で設置できるすべての弾薬は、文民の密集地域を包含するいかなる地域、及び地上兵力間の戦闘が行なわれていないか又は

人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器(一) 一五一 (三一五)

未だその危険性のない地域においては禁止されること(但し、そのような兵器が軍事目標上に設置されておらず、あるいはそれに近接した場所に設置されていない場合、またはそれらの効果から文民を保護するための適当な予防措置が講ぜられていない場合に限る)。並びに、すべての擬装兵器またはその他の装置が、非爆発性の方法による殺りくまたは損傷を目的として設計された場合、あるいは何らかの方法でそれらが国際的に承認された保護標章、病者・傷者・死者、埋葬用地・墓、医療上の施設・設備・供給品・輸送手段、または子供の玩具にとりつけられているか連結されている場合、そのような擬装兵器または他の装置の使用が禁止されること、である。フィリピンの作業文書(COLU/214)は、非爆発性擬装兵器またはその他の装置の禁止を上記の提案から削除することを示唆したものである。スイス(COLU/206)とイスラエル(COLU/217)は、擬装兵器を含めないそのリストに、文民間で広く使用されているものを追加するよう提案した。スペイン(COLU/215)は、内容を明確にするための数多くの修正を提案した。そしてヴェネズエラ(COLU/219)は、「擬装兵器」という言葉の定義を提案した。

一八 メキシコとスイスが提出した作業文書(COLU/213)は、時限兵器を扱っており、次のことを提案している。つまり、爆弾、その他すべての投下弾薬、投射弾薬及び他の遠隔散布弾薬が、それら自身によるか、あるいは接触により、衝撃後二四時間以上で爆発するよう設計された信管、または他の長遅延機構を装備しているならば、それら兵器の使用は禁止されるべきだということである。

一九 一般討議において、兵器のこの広範なカテゴリーを審議する際には、防衛的軍事行動の必要性、並びに一層反対すべき戦争の手段及び方法に訴えざるをえなくさせることのもつ危険性に対し、正当な考慮が払われなければならないと大いに強調された。

二〇 しかしながら、この禁止カタゴリーの詳細は、ほとんど、この目的のために設置された軍事専門家の作業小部会で討議された。この小部会では、次のような点で合意に達した。すなわち、この問題に対する二つの主たるアプローチは、フランス、オランダ、及びイギリスが提出した提案 (COLU/203) の第一四項、及び文書 CDDH/IV/201 にある二カ国提案の中に含まれていること、そして、前者を討議の基礎とすべきことである。こうした討議において、三カ国提案に対する多くの批判がなされ、さまざまな修正が提案されたが、特定の勧告は何らなされなかった。しかし、この提案の主張者の一人は、地雷源の記録に関する部分は以下のように修正されるべきであると提案し、他の一専門家がこれを支持した。つまり、前もって計画された防禦用地雷源は記録されなければならないが、他のものは、実行可能であれば記録するというようにである。しかし、遠隔散布地雷の使用に関する提案は申し分のないものであり、この提案が、現行規則上、重大な進歩を生み出したこと、そして将来の条文作成と条文の完成のための意義深い基礎となりうるであろうことについては、幅広い合意が得られた。地雷、擬装兵器及びその他の装置に関する三カ国提案のこの部分の改訂案を、討議の基礎とすることは合意に達した。そして、文民密集地域内の地雷の敷設を禁止する提案 (基本的には原案と同じであるが、細部については若干詳細になっている) も、一般住民の保護に関する現行規則における進歩であり、より一層条文を完成させるために有益な基礎となりうるとの見解が、広く支持された。また、擬装兵器の使用に関する三カ国提案が、将来の条文作成のための進歩と基礎を表わしているというところまでは合意がある、と述べられた。三カ国提案に見られる定義は、とりあえず、将来の討議のために受け入れることができる、との一般的合意がなされた。

3 小口径投射物

二一 小口径投射物に関する二カ国の提案 (CDDH/IV/201) は、このカタゴリーの中で、特に有害な投射物の使用の禁止を求めたものであった。そしてこの中には、人体内で変形し、回転し、又は激しい水力衝撃若しくは第二次投射物を生ぜしめる兵器が含まれているのである (但し、これら四つの現象が投射物の構造と速度から生じたものである場合に限られる)。しかしながら、

人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器 (一五三 (三一七))

特にそれらの現象の決定要因となっている構造及び速度に関し、証明されていない仮定を基礎として、この提案は批判された。この批判にかんがみて、提案の主唱者たちは、これがある程度まで修正する用意のあることをほのめかしたが、人体内で変形し、回転する投射物の使用に反対することについては、依然として十分正当性があると主張した。

二三 これとの一般的関連において、この問題についての一層の調査促進を政府に奨励すべきであるとの提案がなされ、投射物の効果をテストするための標準的実施項目を開発せしめるといふ問題が詳細にわたり審議された。これらの分野での研究が、国内レベルばかりでなく、国際レベルにおいてもなされてよいとの提案もあった。さらに、この問題に関する将来の政府専門家会議に、人体に近いものの実験基準を提出するよう専門家チームに要請すべきであるといふ具体的な提案がなされた。この問題をより詳細に審議するため、技術専門家による作業小部会が設置せられた。しかし、一人の専門家は、次のように主張した。すなわち、若干の投射物の使用は禁止さるべしとの原則の作成を認めうるような、十分な資料がすでに入手できるにもかかわらず、手続や今後の調査を要求することにより、そのような投射物が他に比べて大きな苦痛、つまり過度の損傷を生みだしている事実がおおいかくされている、と。

二三 標準的な投射物実験基準について合意を得るための可能な方法を審議する目的で設置された作業小部会において、多くの専門家たちは、この問題が複雑な性格をもっていることを強調した。それぞれこのような実験に積極的に関与している国を代表する者であったそのうちの二人は、さらに次のように強く述べた。それは、簡単かつ標準的な実験基準を作りだすのにさえ、高度の特殊技術を伴う努力が必要であること、また、特にそのような実験には国家安全ということが直接にかかわってくる可能性があるから、そのような努力からはほとんど何も得られないであろうことである。しかしながら、これらの専門家たちは、この分野での今後の協力及び情報の交換を好意的に考慮する用意がある旨表明した。

二四 基準設定問題におけるすべての専門的側面について詳細に審議した後、この小部会は、今ある時間では、いかなる結論にも達しえないことを認め、最終声明を発表した。それは、問題の複雑さ故に、いかなる結論にも到達できなかったことを明らかにしたものであるが、また、この政府専門家会議でなされたこの問題についての討議が、今後の研究と調査への刺激となったと述べるとともに、すべての国家における国内レベルでのそのような調査、並びにこの分野での意見と協力の国際的交換が始められることとの重要性を強調した。

二五 この問題に関する多くの新しいデータが、一般作業部会、小部会並びに全体会議での専門家による声明の中に含まれていた。そのような資料を含んだ多くの文書が様々な代表団から非公式に配布された。そして、インドネシアが提出した公式文書(COLU/204)には、いろいろな射程で、各種小銃弾を石けん塊に発射した実験の結果が述べられていた。他方、日本が提出した文書(COLU/221)は、水中での小銃弾の動作についての実験に述べたものであった。数名の専門家は、また、彼らも出席した傷害弾道学に関する国際シンポジウム(一九七五年七月にスウェーデンのグーテンブルグで開催)中に、実施された類似の実験の結果に言及した。また、一専門家は、そのシンポジウムの追跡調査として行なわれた研究について報告した。

4 爆裂・破砕性兵器

二六 一般作業部会の爆裂・破砕性兵器に関する討議では、主として次のものに対し、注意がむけられた。それは、(a)事前破砕型又は破砕管理型の多量小弾兵器、(b)多頭集束矢弾、(c)気体爆弾、及び(d)体内に入ると発見が困難又は不可能になるような破片を発射する兵器である。これらのカテゴリーそれぞれについて、各種の提案がなされた。

二七 二一カ国の基本文書(CDDH/IV/201)は、この分野における二つの提案を含んでいた。すなわち、(a)非常に多くの口径

人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器(一) 一五五 (三一九)

の小さな破片または散弾の発射となって作動する多くの小爆弾のついた対人クラスター弾その他の装置の使用を禁止すべしという要求、及び、(b)集束矢弾、針、その他類似物の型をした多くの投射物の発射となって作動する弾薬の使用を禁止すべしという要求の二つである。この提案の主張者は、このような兵器が生みだす損傷の多様性の故に、過度の苦痛を生ぜしめ、また、このような兵器は本質的にはまったく無差別なものであるとの見解を強調した。他方、ある代表団は、事前破砕型の破砕性兵器、及びそれより旧式の非管理型破砕性兵器によりこうむる損傷の比較研究について述べたのち、前者が一層多種にわたる損傷を生ずる傾向にあるのに比べて、後者は、より高い死亡率を生みだしている」と主張し、それ故、新式の方が旧式のものに比べて、苦痛がより少ないことを示唆した。さらにまた、事前破砕型兵器の最新型は、その部類での旧式のものに比べて、苦痛の程度が一層低く、また、これらを使用する主要な理由は、これらの兵器がより広い地域に適用できるからである、と述べた。しかしながら、多くの専門家たちは、このように適用範囲が広がれば、必ず無差別使用の危険性も大きくなると考えていた。そして、破砕性兵器の個別的有効範囲を、例えば一平方キロメートルに制限することができるのと提案がなされた。

二八 ノルウェーの提出した提案 (COLU/218) は、事前破砕型弾薬の発射となって作動するような兵器の使用禁止を求めたものであった。事前破砕型弾薬は、形が一定でないことから、広い範囲にわたる傷害を生みだす可能性があり、それ故、過度の苦痛をひきおこすことがその理由であった。

二九 気体爆弾に関してスウェーデンは一つの提案 (COLU/202) を行なった。それは、その効力をもっぱら空気衝撃波に依存している兵器の使用禁止を求めたものであった。他方、スイスの提案 (COLU/205) は、ガス圧力を放出する微粒状空気及びガス空気混合物を軍事目的のために爆発させることを禁止するよう求めたものであった。これらの案の提唱者は、そのような兵器が非常に容易に無差別使用に役立ち、被害者の間に過度の苦痛と高い死亡率を生みだすこと、そして、これらの兵器が広く使用される

ようになる前に禁止されるべきであると述べた。他方、若干の専門家は、引用されている高い死亡率の妥当性について疑問を表明し、地雷源の機能を無力化するためには、このような兵器の使用が軍事上重要であると強調した。特に、幾人かは、若干の型の手榴弾や地雷のようなものでさえも、単なる爆発によってその効力を発揮するから、スウェーデンの提案の範囲が広すぎるという一般的な理由で、それに反対した。

三〇 発見不可能な破片の問題について、メキシコとスイスが提出した提案(COLU/212)は、人体内では通常の医療方法での発見が無理な破片を生ずる兵器の使用を禁止することを求めたものであった。オーストラリアが提出した批判及び修正案(COLU/216)に依りて、その後、この提案の提唱国は、その使用の主目的が人体内でのレントゲン光線による発見が不可能な破片によって人間に損傷をおよぼすことにあるような、あらゆる兵器の使用を禁止するというように提案を修正した。この提案には、広い支持が集まったにもかかわらず、維然として若干の専門家は、特に発見方法をレントゲン光線に限ることに反対を表明し、この禁止を一般的医療方法(レントゲン光線を含む)で発見不可能な破片に限るべきであると述べた。

三一 この問題について提出された新しいデータは、気体爆弾及びこのカテゴリーに入る様々な兵器の死亡率と無力化率に関するものであった。

5 他の部類の兵器及び新(未来)兵器

三二 一般作業部会は、これらの兵器以外の新(未来)兵器を含む兵器のカテゴリーについては、あまり時間を割当てなかったが、若干の専門家は、新兵器の設計にあたって妥当な制限が守られることが確保されるよう努力されるべきであると強調した。国連総会及び軍縮委員会会議で、新大量破壊兵器の開発と生産に適當な禁止を加えるためになされている尽力についても説明が行なわ

れた。幾人かの専門家は、人道上の理由で新開発兵器を禁止できるかどうかについて疑問を抱いた。そして、その代わりとして、兵器設計に人道上の原則が適用されることをはっきりと再確認すれば、兵器設計者に諫止的效果をおよぼしうるであろうと示唆した。

三三 多くの専門家はまた、ある種の検討機構を通じて新兵器の開発を監視する必要があると強調した。そのような機構は、国際的基盤で設けることができるとされたが、他方で、ほとんどの専門家は、この監視目的のために、すでに多くの国々が制定している国内手続について言及した。また、国際的合意に達することにより、すべての国家がそのような国内検討機構の設置を約束する国際協定を結ぶことができるとの具体的な提案がなされた。

三四 これに関連して、メキシコは、若干の通常兵器に関する政府専門家会議に恒久的地位を与え、それによって、一九七四年にルツェルンで開始せられ、一九七六年のルガノ（次の節も見よ）に引きつがれた研究の継続を可能にすべきであるとの提案（COLU/210）を行なった。

6 一般問題及び法律問題に関する作業小部会の報告

三五 一般問題及び法律問題を審議するために設置された作業小部会は、ある程度詳細なところまで次の問題を討議した。それは、(a) 特定通常兵器禁止のための各種の協定、(b) そのような協定に含まれる義務の性質、例えば、相互主義と復仇の問題、(c) そのような協定を発効せしめるための各種規定、及び、(d) 検討機構、である。最後の点に関しては、オーストリアが非公式に具体的な提案を行なった。

三六 上記の議題については、すべてかなり詳細に討議されたが、いかなる結論にも達せず、またいかなる勧告もなされなかった。

7 一般作業部会議長の最終声明

三七 一般作業部会議長であるエリック・クスバツハ氏（オーストリア）は、部会の作業に対する彼個人の印象に基づいた最終声明の中で、部会の作業について要約し、次のような見解を述べた。

- (a) 焼夷兵器の使用の禁止または制限について何らかの合意に達することは、想像以上に困難なことであったが、この問題に関する異なった意見の間にある溝をうめるために、はじめて真剣に努力がかさねられた。
 - (b) 運動兵器及び背信的兵器についての予備討議は非常に成果があり、この分野、特に地雷原の記録に関しては、充分な進歩が可能であるとの印象が広くいきわたった。
 - (c) 小口径投射物又はそのような兵器の基準テストという関連問題については、何らの結論または合意にも達しなかったが、部会は、この分野での研究と調査の継続及び拡大の重要性、並びにこの問題に関する国際的な意見の交換及び協力の重要性を強調した。
 - (d) 爆裂・破砕性兵器に関しては、若干の興味深い新しい資料が提出された。そして、発見不可能な破片を生ずる兵器の使用を禁止すべしとの提案は、多くの専門家により支持されたものであり、彼らはこれを、この分野における将来の禁止にとつてすぐれた基礎であると考えていた。
 - (e) 以前には討議されたことのなかった全般的問題の若干の法的諸側面に関する意見の交換は、有益であった。
- (f) 会議での進歩は、限られたものではあったが、やはり勇気を与えるものであり、立場のより大きな柔軟性、若干の議論ある点に関する一層幅広い合意、協力の精神及び関連問題の解決へ向けてすすんで努力を継続する用意、並びに、このような問題の重要性についての認識の増大が明らかにされ、かくして、武力紛争をより人道的ならしめるという望ましい目標に向かって、一歩前進を画した。

三 武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交会議第三会期

(一九七六年四月二日から六月一日までジュネーブで開催)

A 作業組織

三八 外交会議第三会期の作業はすべて、焼夷兵器と若干の他の通常兵器の使用を禁止または制限するという問題に、直接的かつ実質的な関係をもつものであり、前会期同様通常兵器に関するアド・ホック委員会(時々、第四委員会とよばれている)で行なわれた。この委員会は、一九七六年四月二十七日から六月九日までに、一四回の会合(第二二回から第三五回)を開いた。委員会役員団の構成は、この会期後半に報告者が交代したのを除いては変更はなく、次の通りであった。

議長 Mr. Diego Garces (ホンジュラス)

副議長 Mr. Houchang Amir-Mokri (イラン)

Mr. Mustapha Chelbi (チャリジブ)

報告者 Mr. Frits Kalshoven (オランダ) (五月三十一日まで)

Mr. Robert Akkerman (オランダ) (五月三十一日以降)

三九 会議の第三会期のために、アド・ホック委員会は、以下のような作業計画(CDDH/IV/INF. 218)を採択した。

1、若干の通常兵器に関する政府専門家会議(一九七六年一月二十八日から二月二十六日までルガノで開催)の作業についての報告者による口頭報告

2、提案の紹介

3、特定のカテゴリーに入る若干の通常兵器の使用を、禁止または制限するという問題の審議。及び、これに関連したルガノ会議の報告と提案の審議。

(a) ナパーム弾その他の焼夷兵器

(b) 運動兵器と背信的兵器（地雷、擬装兵器を含む）

(c) 小口径投射物

(d) 爆裂・破砕性兵器

(e) 潜在兵器の開発

4、その他の問題

四〇 四月二十七日と三〇日に、委員会は作業を組織するため会合したが、五月一〇日以前に行なわれた政府専門家会議の報告書が入手できないため、五月一二日までは、実質的作業が再開できないことを決定した。数カ国の代表団は、そのような遅い時期に作業を開始することに同意するのは、重大な譲歩であると強調した。しかしながら、他の代表団は、次のように述べた。自国の政府は前もってルガノ会議の報告書を検討できなかったから、それが外交会議の公用語で配布される以前に、委員会で作業を開始するにあたっては、自国側が譲歩をなしたのである、と。

B 政府専門家会議の作業についての口頭報告

四一 アド・ホック委員会の報告者は、ルガノ会議での報告者でもあり、口頭で会議の作業について報告したが、その中で次のような点を強調した。すなわち、もはや一九七四年末にルツェルンで開催された前回の政府専門家会議におけるような、通常兵器一般の問題に作業の焦点をおいておらず、以前に提案された禁止または制限の対象となっており、あるいは将来そうなるであろう

ような通常兵器に焦点がおかれたことである。ルツェルン会議に比べ、提案志向の方式がルガノ会議においては一層直接にかつ政治的に諸政府をかなり合わせる結果となった、と述べた。また彼は、ルツェルン会議よりもルガノ会議の方が、第三世界諸国からの専門家の出席が少なかったとも述べた。様々なカテゴリーの兵器に関してルガノ会議で行なわれた討議（いかなる具体的な合意にも達しなかった）のあらましを述べた後、報告者は、会議が合意のある領域よりも、合意のない領域を明らかにすることに役立つようである、と結論した。

四二 報告者の口頭報告に続く討議では、ルガノ会議の成果については、かなり楽観的見方があるということが明らかになった。そして、若干の代表団は、問題となっている兵器が、今や分析され尽しており、また、もうすでに具体的提案を審議し特定の協定を交渉すべき時期にきている、と主張した。しかしながら、他の代表団は、若干の兵器についてはその時期にきているが、例えば、小口径投射物、クラスター爆弾、集束矢弾、気体爆弾などの他の兵器については、依然として一層綿密な研究が必要であると考えた。

C 提示された諸提案とその討議

四三 また委員会に係属中の文書 CDDH/IV/201(焼夷兵器)に関して、RO 610/95 で改訂された⁽⁵⁾に含まれている二四カ国の幅広い提案に加えて、作業計画の中には、いっているすべての種類の兵器(潜在兵器を除く)にわたって新しい提案が出された。このような様々な提案、並びにそれらについての討議に関しては、下記の如くそれぞれの種類の兵器に分けて、そのあらましを述べる。

(5) 8項を見よ。外交会議のこの会期中に、アフガニスタン、コンゴビア及びクウェートが文書 CDDH/IV/201 の共同提案

国となった。

四四 すべてのカテゴリーにわたる一般の見解という性質上、若干の代表団は、提出された多くの提案を原則として好意的に迎えていたが、それにもかかわらず、通常兵器の使用の禁止または制限が外交会議の付託事項の枠を越えたものであり、この問題は軍縮に関係する国際機関の責任であるべきだと主張した。しかしながら、他の代表団は、この問題は明らかに外交会議の権限に属するものであると考えた。ある代表団は、総会決議三四六四(XXX)の第二項を引用した。第二項により、総会は、外交会議が引き続き特定通常兵器の使用について審議し、人道上の理由からそれら兵器の使用を禁止または制限する規則についての合意を追求するよう要請した。すべての提案を詳細に審議するため、アド・ホック委員会の作業部会を設置するという提案は、採択に必要な賛成を得られなかった。

1 焼夷兵器

四五 オランダは、提案(CDDH/IV/206)を提出し(後に、オーストラリアとデンマークが共同提案国となった)、この提案中に定める焼夷弾薬及び火炎弾薬の使用を文民密集地を含む地域において制限しようとした。火炎弾薬については、その弾薬の基剤となっている焼夷剤、すなわち「膠質炭酸化水素」(ナパーム弾も含まれる)という言葉で定義されている。文民密集地域ですべての焼夷兵器の使用禁止(軍事目標に対する場合は除く)に加えて、この提案は、軍事目標に対する場合でさえも、火炎弾薬による空中攻撃を禁止することになるであろう(但し、地上兵力間の戦闘が起こり、または、その危険性がある地域に軍事目標がおかれている場合はこの限りではない)。オランダは、次の点を強く主張した。オランダとしては、ナパーム弾の戦場における使用も制限しなかったのであるが、ルガノ会議での討議を考慮して、この点に関する自国の考えを具体的提案という形で提示するよりも、むしろ、アド・ホック委員会でのこの問題の今後の討議を通じて、問題のそれらの側面について、一般に受け入れられる解決を求めるというやり方を選んだのである、と。

四六 しかしながら、ノルウェーは、一般住民に対してと同様、戦闘員に対する焼夷兵器の使用の禁止を求めた提案(CDDH/IV/207)を提出した。そして、次のように説明した。すなわち、ノルウェーは、文書 CDDH/IV/201 (RO 610/4b で改訂)で提案されている焼夷兵器のより広範な禁止を依然として支持してはいるが、すべての焼夷兵器の使用の全面的禁止を主張している国と、いかなる禁止にも反対している国との間の溝を埋めるために、役立ちたいと思っている。と。ノルウェーはさらに、この提案は外交会議で審議中のジュネーブ諸条約に対する第一追加議定書の第四六条及び第五〇条に密接に関連していると思われるが、それらの条項による以上の手厚い保護を一般住民に与えようとしたものである、と主張した。

四七 スウェーデンもまた、あらゆる場合における「火炎弾薬」の使用を禁止すべしとの提案を含む作業文書 (CDDH/IV/208)を提出した。この中で、火炎弾薬は、「主として、人間に火傷を負わせるよう設計されたものか、または、目標に向けて発射された物質の化学反応により生ずる火炎作用で、目的物に放火できるよう作られたすべての弾薬」と定義された。スウェーデンは、このような兵器の中には、火炎放射器、ナバーム爆弾、白燐手榴弾、及び散布型物質を含むその他の弾薬があると主張した。この提案の紹介にあたり、スウェーデンは、自国が CDDH/IV/201 (その改訂案は、外交会議の第三会期に提出され、文書 CDDH/IV/INF. 220⁽⁹⁾として配布された)にあるような、すべての焼夷兵器の使用の全面的禁止に維然として賛成であることを強調した。しかしながら、スウェーデンは、最も大きな関心をよんでいる焼夷兵器の準カテゴリーに関する実現可能な合意に役立つものとして、新しい提案を提出した、と述べた。スウェーデンが主張するところによると、この新しい提案は、単に兵器の使用制限を求めただけのどのような規則にも固有の不信感の要素を避けるために、この準カテゴリーに属するすべての兵器の使用を禁止しようとしたのであった。

(6) この会期中に、ニュー・ジールランドがこの改訂案の二一カ国の共同提案国から退き、かわって、アフガニスタンとクウェートが共同提案国となった。

四八 多くの代表団は、第三会期に提出されたナバーム弾その他の焼夷兵器に関する非常に多くの提案に対し、大きな満足を表明した。しかしながら、彼らは、対立意見を調和させるためになされたルガノ会議での重大な努力にもかかわらず、委員会での討議が維然として、この問題における二つの異なった傾向を露呈していると述べた。若干の代表団は、焼夷兵器のもつ軍事的価値について否定はしなかったが、このような兵器の使用は、禁止するべきであると主張し続けた。その理由は、これらが非常に重大な医学的結果を生むからであり、また、これらの使用が所有国の国家安全にとって重要でないからであった。ある代表団は、ジュネーヴ諸条約に対する第一追加議定書案の第三三条が、この禁止のための強固な道徳的、法的根拠を与えているから、同条に示された原則を適用する方法を案出することが、アド・ホック委員会の課題であると主張した。他方、若干の代表団は、近接戦闘で、焼夷兵器が非常に貴重な援護をなし、また、それらを選択的に使用できるといふ見解をくり返した。また、一代表団は、入手した情報によると、代替兵器の使用により死者及び傷者の数が増大し、その結果、ナバーム弾の使用禁止が結局のところ人道的観点からみて何の利益もないであろう、と述べた。いくつかの代表団は、例えば、第一議定書の第三三条は、不必要な苦痛を生む傾向にある兵器の使用禁止について文民と軍人を区別していないから、提案されているような諸制限がジュネーヴ諸条約に対する追加議定書の適用をも制限するかもしれないと主張した。また、数カ国の代表団は、軍事目標と民間物の区別、または、对人的使用と対物的使用の区別に基づいた兵器の使用制限が、武力紛争においては、大きな支障をきたすであろうと示唆した。そして、ある代表団は、この分野における早急な決定の実現を可能なものにするため、あらゆる国際的合意はできうる限り簡単でかつ明確であるべきであるということが、すでにルガノ会議で指摘されていると述べた。最後に、一代表団は、次のような立場をとった。つまり、焼夷兵器の全面的禁止は、人道上の観点から十分に正当化され、かつ文書(CDDH/IV/206と207)に提案されているように、最大限可能な保護を文民に与えることが絶対に必要であるにしても、現時点においてこのような禁止を行なおうとするのは非現実的であろう、と。

2 運動兵器と背信的兵器

四九 メキシコ、スイス、及びニューゴスラヴィアは、擬装兵器の使用を制限すべしとの提案 (CDDH/IV/209) を行なった。その一方で、メキシコとスイスは、対戦車地雷及び対人地雷の使用を制限すべしとの提案 (CDDH/IV/211 and Corr. 1) を提出した。これらの提案の紹介に際し、スイスの代表は、これらはルガノ会議でのこの問題に関する討議を考慮して、当該問題について以前に提出された提案を要約する努力をしたものである、と説明した。彼は、第一提案の中には擬装兵器の定義が含まれていると指摘し、第一提案は擬装兵器の使用制限を設けており、それにより一般住民を保護し、特に、兵器の不気味な背信的の使用を排除することができると主張した。さらに、第二提案については、文民密集地域における地雷の設置を制限し、組織的に敷設された地雷原の記録を命ずることによって、一般住民をより一層保護しようとしたものであると述べた。スイスの代表は、提案国がこのような規則が実行可能であると確信していなかったから、地雷原標示の要件を含めなかったと付言した。しかしながら、彼らは、遠隔散布運動地雷と、それに類似した装置の設置を制限する項を含めていた。

五〇 ヴェネズエラも、メキシコ、スイス、及びニューゴスラヴィアの提案に類似した擬装兵器の使用を制限するための提案 (CDDH/IV/212) を提出した。ヴェネズエラは、自国の提案の方がメキシコ等のそれに比べ、技術的、人道的及び軍事的観点からみて、より明示的で正確でありかつ現実的であると考えていた。

五一 フランス、オランダ及びイギリスも地雷についての提案 (CDDH/IV/213 and Add. 1) を提出した (デンマークも後に共同提案国になった)。その提案は、(a)前もって計画されたすべての防禦用地雷原、並びに二〇以上の地雷を敷設した他の地雷原の位置を記録すべきことを規定し、(b)遠隔散布地雷が無害化装置を装備していないか、あるいは発射された地雷が適切に標示されていない限り、それら地雷の使用を禁止し、(c)地上兵力間の戦闘がおこっておらず、あるいは、その危険性がないような文民密集

地域における、人の手により敷設するような地雷その他の装置の使用を禁止し（但し、それらが、軍事目標の近接地に設置されており、または、文民保護のための正当な予防措置がとられていない場合に限る）、そして、(d)広い範囲での若干の爆発性装置及び非爆発性装置（すなわち、擬装兵器）の使用を禁止しようとしている。この提案を紹介するにあたって、イギリスは、これがルガノ会議の文書 COLU/203 に含まれる同一諸国の提案を改訂したものであり、これにより、人道上の理想と武力紛争の現実との間の均衡をはかろうとしたと述べた。また、同国は、この提案が擬装兵器という表現を用いず、かわりに制限しようとする様々な装置を定義しているが、擬装兵器の使用について大いに関心をはらっているとも述べた。そして、明らかに無害な携帯物の使用禁止は、爆発性物質を包含し、妨害されあるいは接近された場合に爆発するよう特に設計され組み立てられた物体に限られた。しかし、ルガノ会議における若干の専門家の批判にもかかわらず、ヘーグ規則第二三条(a)から生ずる国際法規則を再確認するため、非爆発性装置の禁止は維持された。

五二 兵器のこのカテゴリーについての討議において、非常に多くの代表団が、ルガノ会議でフランス、オランダ及びイギリスが行なった提案に比べて、著しい改善であるとして、三国の新提案を歓迎した。その他のいくつかの代表団は、この新提案を CDDH/IV/209, 211, 212 に含まれている類似の提案と一致させるよう努力するのがよいと考えた。そして、数カ国の代表団は、その提案をより具体的なものにするか、あるいはより包括的なものにするべく、原文に対して様々な具体的修正を提案した。しかしながら、この問題について、最終的決定は行なわれなかった。

3 小口径投射物

五三 スウェーデンは小口径投射物に関する提案 (CDDH/IV/214) を提出したが、これは、この問題についてのより広範な提案 (CDDH/IV/201) を改訂したものであった。説明によると、この改訂は、先の提案に対する批判及びスウェーデンによる実験

人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器 (一) 一六七 (三三二)

にかんがみて行なわれた。新提案は、人体内で変形し、容易に破裂し、あるいは非常に速さで回転するような小銃弾、または、秒速千五百メートルを超える速度を有する小銃弾の使用を差し控えることを求めたものであった。この提案はまた、小銃弾が禁止の対象となる特徴をもっているかどうかを決定するための基準についても規定している。

五四 この提案の紹介にあたり、スウェーデンの代表は、小口径投射物の使用についての規則はおそらく、基準テストの際にこのような兵器が石けんその他の類似物につくる空洞、もしくは、その類似物中に、基準となる長さの単位ごとに蓄積されるエネルギー量と関連せしめうるかもしれないが、スウェーデンの専門家たちは、小銃弾（現在最も普通に使用されている小銃弾よりも、一層甚大な危害を生みやすいので、禁止されるべき小銃弾）の動きにみられるいくつかの特徴を簡単に述べるのが賢明であると考えた旨述べた。これに関連して、スウェーデンの代表は、人体内で変形したりあるいは容易に破裂するという特徴は、一八九九年の小銃弾に関するヘーグ規則で禁止されている展開もしくは容易に扁平化するという特徴に類似している、と主張した。スウェーデンの代表は、このような規程が広い範囲から批判され、しかも、もはや重要だとみなされていないとの事実にてらして、衝撃波を起こすかもしくは第二次投射物を生みだす投射物の禁止を含めようとした先の提案は削除した、と付言した。基準テストについての一般問題に関しては、この分野の専門家による第二回国際シンポジウムが一九七六年八月にスウェーデンのグーテンブルグで開かれる予定であり、これには、関心のある代表団がすべて招かれており、また、このシンポジウムが、主として同一距離で同一の小銃弾を使った際、生命体に生ずる空洞の形と大きさとの間の相互関係について、以前述べた諸徴候をさらに研究することに向けられるであろう、と述べた。

五五 多くの代表団がスウェーデンの新提案を文書 CDDH/W/201 にある広範囲にわたる提案に比べて改善であるとして歓迎した。しかしながら、文書 CDDH/W/201 の共同提案国の一代表団が、新提案は単に先の提案を現代的に直しただけのものにな

ぎない、と強く主張した。この代表团（この考えは、同一文書を共同提案している他の一代表团からも支持された）は、弾速の問題はさらに多くの実験がなされるまでそのまましておくべきである、と考えていた。この文書の他の共同提案者は、衝撃をうけた時に回転するという小銃弾の特徴は、その設計方法の影響をうけると述べ、そして、この分野における規制について合意に達するため、必要な根拠を与えるに十分な資料が入手されているとは思えないと付言した。先の提案を継然として主張する他の代表团は、若干の小口径投射物の特に重大な衝撃に影響を与える主要要素（この中には、一方では、弾薬の速度、兵器構造、及び形態と材質、並びに他方では、弾薬の回転、変形、もしくは破裂、が含まれる）を決定するためには、基準テストを設ける必要があることを強調した。この代表团は、目標の材質にとって必要な諸特性について合意に達することは容易であろうと考えており、自国が行なった最近のテストの報告書がすべての代表团にとって入手可能である、と述べた。

五六 一層消極的な立場をとる一代表团は、自国がすでにルツェルン会議で、現在使用されているすべての弾薬は分裂すると指摘していた事実注意到を喚起した。他方、他の代表团は、小口径投射物に関連するこの問題が、スウェーデンの提案にある基準取極で解決できるかどうかについて、疑問を表明した。また、他の代表团は、スウェーデンの新提案をくわしく研究するまではそれに対する論評はできない、と強調した。

4 爆裂・破砕性兵器

五七 オーストリア、メキシコ、ノルウェー、スウェーデン、スイス及びユーゴスラヴィアは、第一次的効果が破片（人体内でレントゲン光線による発見が不可能な破片）による危害を与えることであるような兵器の使用を禁止する提案（CDH/N/210）を提出し、後にデンマークも共同提案国に加わった。この提案の紹介にあたって、スイスは、この提案がルガノ会議での自国とメキシコによる提案（COLU/210）を改訂したものであり、かつ、同会議で表明された若干の批判にこたえるよう作成されたものである

人道的理由で使用の禁止又は制限の対象となる焼夷兵器その他の特定通常兵器（一） 一六九（三三三）

る、と述べた。また、ルガノ会議での最初の討議では、この提案の中にある考えがほとんど満場一致の支持をうけたとみなすことができ、わずかに一代表団が留保(すなわち、このような提案においては、レントゲン光線技術より優れたものとしてすでに利用可能な技術、もしくは将来開発されるであろう技術を考慮すべきであるとの留保)を表明したにすぎない、と付言した。後者の点について、スイスは、レントゲン光線以上に進歩した方法が一般に利用可能となったり、または、容易に用いられるようになる可能性はないと考えた。

五八 若干の代表団は、特にこの提案がルガノ会議でのこの問題についての最初の提案に比べて改善であることに同意した。しかし、一代表団は、合意に達する以前に、この問題に関する一層つっこんだ審議が必要であると強く主張した。

五九 スウェーデンとスイスも作業文書(CDDH/IV/215)を提出したが、これには、気体爆弾(FAE)、すなわち、その効果を空气中に拡散した物質により生ずる衝撃波に依拠している兵器の使用を、地雷原のように有体物破壊のために用いられる場合を除き、制限するとの提案が含まれていた。この文書の紹介にあたって、スウェーデンの代表は、爆裂の犠牲者に甚大な危害がもたらされることを強調し、爆裂波にさらされた無防備の人間の死亡率が約九九パーセントに達するという趣旨の、ルツェルン会議におけるスウェーデンの専門家による声明がその後、争われたことがなかったと述べた。また、FAE爆発の内部または近辺にいた人間が、過度の火傷をおいやすとした。スウェーデンは同時に、爆発した気体爆弾雲で殺りくされる可能性はほぼ一〇〇パーセントに近いこと、広い範囲にわたっていくつかのこのような爆発物が爆発した場合に、殺傷率が一〇〇パーセントまで増加すること、また、爆裂傷害による死亡はおそらく死の中でも最も残酷なものの一つであることを述べた。圧力に敏感に反応する地雷の発射のような対物任務としてFAEが有効であることを提案国が認めていると述べた後、スウェーデンは、少なくともある一つの国が明らかにFAEの対人利用を考えているとの見解を付言した。

六〇 一代表団は、このFAEに関する提案の内容が多くの問題を生ぜしめると考えていたが、討議のための具体的な基礎になるとして、これを歓迎した。しかしながら、他の代表団は、自国政府の集めた統計によると、FAEによる殺傷率は約二〇パーセントにすぎず、高度な爆発物でも約二五パーセントであり、また、FAEによる死は破砕性兵器に比べて苦痛が少なく痛みが長びくことも少ないと主張した。このような統計について、共同提案国の一つが表明した疑念に応えて、この代表団は、この問題に関する若干の情報をさらに提出したが、提案を支持する代表団は、維然として納得せず、これらの統計の基礎となっている実験に関し一層くわしい報告書を提出するよう主張した。

六一 破砕性兵器に対する禁止について、一代表団は、対人用にこのような兵器、特に集束矢弾を用いることは禁止されるべきである、と強調した。この点に関連して、別の代表団は、第一追加議定書案第四六条三項の規定（すでに委員会レベルで採択されている）がクラスター爆弾のような特定兵器にあてはまるであろうと示唆した。しかしながら、ある代表団は、自らが政府専門家会議で表明した見解をくり返した。その見解とは、大きな破片による損傷に比べて、小さな破片による損傷からの致死率の方が低いこと、そして、集束矢弾はその他の比較可能な投射物に比べてそれほど速く分解せず、また、その形ゆえに非常に安定しており、他の投射物ほど回転しにくい、というものであった。

5 潜在兵器の開発

六二 この一般のカテゴリーについては、何ら具体的提案がなされなかったが、多くの代表団は、新兵器の取得もしくは開発に関する人道上の側面を検討するために、各国に国内手続が必要である、と言及した。また、これらの代表団は、兵器使用に関するすべての新しい禁止が設けられた後に、一定数の国の要請で一定の頻度で開催されるべき検討会議が必要であることを強調した。後者に関して、数カ国の代表団が、ルガノ会議でメキシコが行なった、一般問題に関する政府専門家会議を常設するべきであると

の提案 (COLU/210) に注意を促し、検討會議に先だつてこのような政府専門家會議が開催されるべきであると提案した。アド・ホック委員會において、メキシコは、もしも特定通常兵器に関するいかなる議定書も採択されないならば、人道法の全体的發展の中で、若干のこのような兵器の実現可能な禁止または制限について研究の継続を可能ならしめるような規則を、ジュネーブ諸条約に対する第一追加議定書の枠内に含めるべきであると提案を行ない、数カ国の代表団がこれを支持した。

六三 一代表団は、適当な国内手続、並びに、新兵器に関する規則について合意に達するために定期的開催される國際會議の必要性を強調しながらも、若干の通常兵器に関する資料を収集し、また例えば、赤十字國際委員會及び國連事務局と連携しているか、もしくは、國連から独立した機關として行動する獨立機關を設置すべしという構想に考慮を払うべきであるとの提案を行なった。このような機關は、この問題に関して開催される會議を援助し、また、兵器のもつ人道上の側面について国内で審議する際に、個々の國家を援助することができる、と述べた。他の若干の代表団は、この分野における資料を収集するための組織を設立するという構想を支持した。また、いくつかの代表団は、發展途上國が国内手続を制定するのに援助を与えるという構想を歓迎した。

D その他の問題

六四 この項目については、多くの代表団が、アド・ホック委員會の過去、現在及び未來の作業に関し意見を述べた。若干の代表団は、ルガノ會議の成果がどちらかといへば不十分なものであり、また、外交會議のこの会期では、アド・ホック委員會の作業の開始が遅れたにもかかわらず、委員會に提出された様々な提案はいくらも満足いくものであった、と考えた。しかしながら、いくつかの代表団は、このような提案を詳細に討議できなかったことを遺憾とし、一九七七年に開催される外交會議の第四会期では、これらの提案を十分に研究するための適当な方法を見出してもらいたいとの希望を表明した。この点に関し、委員會事務局は、次期会期で使用するため、今会期中に委員會に提出されたすべての提案の比較対照表を作成するよう要請された。多くの代表団は、

充分な量の資料がすでに収集されており、そして、少なくとも若干のタイプの兵器については、すぐにも規則を合意することが可能であると主張したが、他の代表団は、いかなる結論に達しうるためにも、多くの分野で尚一層資料が必要であると強調した。若干の代表団は、一九七四年末にルツェルンで、また、一九七六年はじめにルガノで開催された会議に続くものとして、第三回政府専門家会議を開催する必要がある、との見解を表明した。

六五 赤十字国際委員会（ICRC）の代表は、赤十字国際委員会の主催の下に開催されたルガノ会議の収支決算を示した報告書に関連して、ICRCはその作業の継続に寄与する用意があると述べた。この問題の中身について、ICRC代表は、ICRCが独自の提案を何らなさなかったとはいえ、ICRCが扱かったすべての兵器の全面禁止が人道上の立場から最も優れた解決策であること、またICRCとしては諸政府に対し、この問題の基本的な人道上の側面を見失うことなく、また、もっぱら軍事的価値という基準に基づいて兵器の使用を正当化することのないよう要望すると述べた。

（つづく）